

第9号様式（第7条関係）

令和4年3月31日

久留米市議会議長 様

久留米市城南町15番地3

会派名 久留米たすき議員団

代表者名 甲斐田 義弘



政務活動費事業実績報告書

久留米市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の完了年月日 令和4年3月31日（R3年度分）

2 事業実績の概要

・各種研修等への参加

7/27 「アフターコロナの学校教育」（熊本）

8/16～17 「市役所の仕組みと財政 / 決算審議のポイント」（福岡）

11/15 「議会とハラスメント、生活保護と生きる権利」（東京）

・調査研究費 交通費

・資料購入費 書籍購入費

・広報費 市政報告チラシ等印刷費、新聞折込料

・事務費 端末通信費用（タブレット）、振込手数料

研修報告書

令和3年7月27日

久留米たすき議員団

代表者 甲斐田 義弘 様

会派名 久留米たすき議員団

報告者 堀 太一郎



政務活動のため研修会に参加したので、その概要を報告いたします。

日 時	令和3年7月27日
開催地	熊本県熊本市
参加議員名	堺太一郎 中村博俊
研修項目	アフターコロナの学校教育
当該研修への 参加動機・目的	コロナ禍の状況の中での学校教育の在り方が問われているように感じ、他自治体の先進事例の研究をしたいと思っていたところ、「九州若手市議会議員の会」の研修会が開催される機会を知り、セミナーを受講することとした。コロナ禍による一斉休校時、市内すべての小中学校（計135校）でオンライン授業を迅速に実施して注目された熊本県熊本市の教育長の講義は大変珍しいのが一番の動機である。
説明者（講師）	熊本市教育長 遠藤 洋路
説明内容	<ul style="list-style-type: none">・熊本市の教育が目指すもの・新型コロナによる臨時休校中の取組・これから学校の姿・ICTを活用した不登校支援
研修の成果	<p>コロナ禍が学校教育にもたらしたものとして、新しい学校の可能性が見えたことを報告された。特に、教育ICTの利活用については、教師主導型の授業から、主体的・対話的で深い学びへの転換が行われ、これは新学習指導要領への対応にもなることがクローズアップされた。他者と協働しながら社会をつくる力の育成を教育現場で行うことの重要性を改めて感じた。</p> <p>また、熊本市では、ICTを活用して、「ロイロノート」で学校便り・学年通信・学級通信を配布し保護者と繋がるツールを用意している。授業ノートにone driveからファイルを入れて、各家庭に先生が配布する方法をとっていることが紹介された。学校・生徒・保護者の3者トライアングルをICTを活用して繋ぎ、客観的に見えるようにしていく取り組みは、閉鎖的な従来の学校教育の在り方が変わっていく一つの時代の変化のようにも思えた。</p> <p>また、個人的に興味をもったのは不登校支援へのICTの活用である。</p> <p>学校にいけない子や休みがちな子に対して、Web上で授業に参加することで出席として扱うこともできることを広く認める方針である。好事例として、全く登校できていなかった生徒が、オンラインで授業に参加するようになり、その後、ほぼ毎日オンライン配信の授業に参加できるようになったり、現在は、少しずつ登校できるようになり、別室でオンライン授業を受けたり、教科によっては教室で授業を受けたりしている。</p> <p>是非久留米市でも、学校への登校が難しい児童生徒を対象とした「教育ICTを活用したオンライン学習支援」の導入に向けて検討を進めて欲しい。そのためには、教員の中でもICT教育に長けた人材育成をより一層進めていかなくてならないものと考えるので、久留米市の教育現場の現状と課題について改めて調査研究してまいりたい。</p>

研修報告書

令和3年8月27日

会派名：久留米たすき議員団

代表者：甲斐田義弘様

会派名 久留米たすき議員団

報告者 原 学



政務活動のため研修会に参加したので、その内容を報告いたします。

期 日	令和3年8月16(月)～17日(火)
開催地	博多リファレンス駅東ビル(福岡市博多区博多駅東1丁目16-14)
参加議員名	原 学
研修項目	地方議員研究会 主催 『テーマ：市役所の仕組みと財政/決算審議のポイント』
当該研修への参加動機・目的	行政の基盤は財政であり、今回の研修テーマは議会人としての知識吸収のために参加したもの。
説明者	(講師) 元廿日市市副市長 川本達志氏
説明内容	<p>1.自治体(市役所)の仕組みと機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員(執行部)から見た議会/議員 ・財政指標の見方と考え方 <p>2.決算審議に当っての基礎知識と応用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議資料のポイントの掴み方 ・次の予算に活かす指摘の仕方
研修の成果	<p>今回の研修では、総務省から発信されている全国自治体の、具体的な財政データ(「決算カード」など)を使っての講義であったため、全体的に容易に理解できた。以下、主要な成果を箇条書きとする。</p> <p>1：政策施策(意思決定)は、執行部内の稟議制或いは議会との協議制で決めるのが基本であるため、責任の所在が曖昧な仕組みであることを認識し、且つ議会も責任を共有化することが必要である。 従って、政策決定段階(予算審議)から議会のチェックが極めて重要であること。</p> <p>2：執行部は悪い指標は隠したがるので見逃さないことが重要。特に、決算(審議)に当っての財政力指数は自分で考察すべきであるし、その為には分析力の醸成が必要であること。</p> <p>3：決算審議の基本認識として、財政は「入るを計って出するを制す」であり、持続可能な財政力を確保するためにも個々の事業について、成果の評価が重要である。 それを踏まえて、予算に反映する課題の共有が必要であること。</p>

研修報告書

令和3年11月15日

久留米たすき議員団

団長 甲斐田義弘 様

会派名 久留米たすき議員団
報告者 早田耕一郎

政務活動のため研修会に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年11月15日
開催地	東京都豊島区 アットビジネスセンター別館7F
参加議員名	早田耕一郎
研修項目	1、議会とハラスメント 2、生活保護と生きる権利
説明者	弁護士 太田雅幸
当該研修への参加動機・目的	1、近年、「～ハラ」という言葉が多数新たに出現している。これは、以前はハラスメントと受け取られていなかったような事例がハラスメントとして受け取られるということを示していると考えている。ハラスメントに対する理解を深め、執務や活動において行動指針にするとともに、ハラスメントにあたる最新事例や線引きを学ぶことで、庁内や市内事業所での職場環境の向上を議会において提言していくのではないかという思いから受講した。 2、長引くコロナ禍で生活の窮状を訴える声を聞く頻度が非常に高くなった。そういう切なる声に対し、生活保護をはじめとする社会保障行政の知識を深めることができないと感じ受講に至った。また、そういう声に応える観点と合わせて、扶助費が急増している状況に鑑み、あくまで適切な社会保障支出のあり方を学ぶ必要性も感じている。
説明内容	1、ハラスメント概念の変容の理解と議会での対策について 2、生活保護制度の沿革と制度への理解、今後の適切な運用のあり方について
研修の成果	1、議員も広義で自治体に「雇用されているもの」にあたると解しうるが、二元代表制の趣旨から考えると、議会は自律的にハラスメント問題に取り組む必要があるとの指摘があった。パワハラの要件の1つとしてして、上下関係があることが挙げられるが、議員と職員の関係を考えると、法的に直接的な上下関係はなくとも、執行部の主觀からすれば、事実上の上下環境があることはほぼ間違いない、パワハラが発生しやすい環境にあるため、自律的な取り組みは必須であろう。旧来からパワハラとされてきたケースだけでなく、豊前市であったケースでは性的関係の是正を求めることや業務に関係のない要求（縁故採用の要求）もパワハラにあたるとの判断が示されている。セクハラについても、従来よりも射程が広く捉えられており、LGBTに関する問題もここに含まれることが多い。最新の裁判例では、役所に一定の裁量を認めるものもあるが、まだ司法の場でも確定したスタンスには立っていないように思われる。 様々なハラスメントを是正するためには、地道な研修や相談体制の整備が重要であるという指摘があったが、その点については全くその通りであるが、議会内でそれを実践していくためには、その体制を構築するような条例の整備等が必要であると感じた。 2、困窮者支援の沿革を古代から解説があり、なぜ今の制度に落ち着いているのかが理解できた。申請にかかる諸問題についての概説では、生活保護のいわゆる「水際」で問題になる「補足性」と申請権の関係性について、補足性を必要以上に評価した取り扱いと明確に違法である線引きがどこか確認できた点も収穫だった。他、FAQ形式で様々な生活保護に答えていただいたが、いただいた資料以上に実務に踏み込んだ話が伺えた。自治体によって大きく運用が異なるようだが、生活保護行政は法定受託事務なので、統一的な運用を模索する必要があろう。